

番号	(1)
項目	大阪市文化財協会を存続させること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市文化財協会（以下「文化財協会」）については、平成 23 年度より大阪府市事業整理の一環として「経営形態の見直し検討項目」（A項目）、並びに「類似・重複している行政サービスの整理」（B項目）として検討が始められ、平成 25 年 8 月 27 日の大阪府市統合本部会議において方向性が整理されております。</p> <p>また、文化財協会においても令和 6 年 6 月 26 日に評議員会が開催され、法人の存続期間を令和 7 年 3 月 31 日までとする定款変更の決議がなされ、既に解散が決定されています。</p>	
担当	経済戦略局 文化部 文化課（博物館支援担当） 電話：06-6469-5161

番号	(2)
項目	大阪市文化財協会を解散させる理由について回答すること。
<p>(回答)</p> <p>文化財協会については、平成 23 年度より大阪府市事業整理の一環として「経営形態の見直し検討項目」(A項目)(※1)、並びに「類似・重複している行政サービスの整理」(B項目)(※2)として検討が始められ、平成 25 年 8 月 27 日の大阪府市統合本部会議において下記の通り方向性が整理されております。</p> <p>整理内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査にかかる府市の組織は一元化せず、A項目の中で整理 ・大阪市が博物館協会(現：文化財協会)に委託している発掘調査業務については、自治体監理への移行を前提に民間活力の導入を図るなど整理再編を行う ・大阪府文化財センター(以下「センター」)は、引き続き広域自治体の発掘調査業務を担う他、市町村支援も行う <p>※1：府市の文化施設について、地方独立行政法人化をめざす</p> <p>※2：「センター」と「大阪市博物館協会」の発掘調査業務のあり方</p>	
担当	経済戦略局 文化部 文化課(博物館支援担当) 電話：06-6469-5161

番号	(3)
項目	文化財保護課の埋蔵文化財にかかわる体制を整備・拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>発掘調査をはじめとする埋蔵文化財に関連する業務が滞ることのないよう実施していくことが必要と考えております。</p> <p>文化財協会の業務は、今後、大阪市教育委員会事務局（以下「市教委」）とセンターが実施しますが、相互に協力しつつ、円滑な実施をめざすとともに、適切な体制の整備についても、引き続き検討してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 電話：06-6208-9069 教育委員会事務局 総務部 総務課 電話：06-6208-9076

番号	(4)
項目	難波宮跡や大阪城跡などの調査、加えて重要遺跡の確認調査を計画的に事業化し、これらについて大阪市が直営で実施すること。
<p>(回答)</p> <p>重要遺跡の発掘調査業務については、令和6年度以降、難波宮跡の国指定史跡の範囲で、遺構整備のための確認調査を計画的に実施する予定です。令和6年度については、市教委とセンターで10・11月に調査を実施しております。引き続き、国指定特別史跡大坂城跡をはじめ、重要遺跡の発掘調査について、十全に実施できるよう努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 電話：06-6208-9069

番号	(5)
項目	将来的には、記録保存の発掘調査について直営で実施する形態をめざすこと。
<p>(回答)</p> <p>文化財協会解散後の記録保存を目的とした発掘調査業務については、調査期間が1週間以上の案件はセンターが実施し、1週間未満の案件は文化財協会の解散前と同様に、引き続き市教委で実施します。1週間以上の案件については、昨年度の案件の一部と、今年度の案件について、既にセンターが実施しており、概ね問題なく推移しております。引き続き、発掘調査の円滑な実施に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 電話：06-6208-9069

番号	(6)
項目	大阪市文化財協会 45 年間の経験と蓄積を継承するための方策を執ること。
(回答) 文化財協会の実施した発掘調査等の成果をふまえつつ、市域の文化財保護行政が円滑に実施できるよう努めてまいります。	
担当	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 電話：06-6208-9069

番号	(7)
項目	<p>行政の責務として、出土遺物や記録類を適正に管理し、貸し出し等や資料調査の依頼にこれまで同様に対応すること、また、まちかどミュージアムの維持や、講演会等や発掘速報展などの普及活動について主体的に取り組むこと。</p>
<p>(回答)</p> <p>出土遺物の管理は、市教委が所管する埋蔵文化財に関連する業務であり、引き続き円滑な実施に努めてまいります。</p> <p>また、文化財全般に関する普及・啓発業務についても市教委が所管する業務であり、これまでも講演会や展示をはじめ、さまざまな事業を実施しております。埋蔵文化財に関しても、引き続き、その業務の中で広く普及・啓発が図れるよう努力してまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 電話：06-6208-9069

番号	(8)
項目	記録保存の発掘調査について、大阪府文化財センターとの連絡調整を密にし、遅滞なく実施すること。また現地公開の機会を設けること。短期・長期とも民間委託しないこと。
<p>(回答)</p> <p>大阪府下では、「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準（平成12年3月24日教委文第572号大阪府教育委員会教育長通知）」により、「地域の埋蔵文化財保護の観点から開発事業等にかかる記録保存のための発掘調査については、当該教育委員会等公的機関において実施することを基本とする。」とされており、今後も市教委とセンターで実施してまいります。</p> <p>また、重要な成果が得られた場合には、現地公開等などを通じて、普及・啓発に努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課 電話：06-6208-9069